

滋賀県レイカディア大学学生募集

【対 象】60歳以上75歳未満(平成20年10月1日現在)で地域リーダーとして活躍いただける人
 【修業期間】平成20年10月から2年間
 【授業料】25,000円(年間)
 【受付期間】6月18日(水)～7月18日(金)
 高齢福祉介護課(☎67789)
 浅井支所市民福祉課(☎4352)
 びわ支所市民福祉課(☎25253)

子育てサポーター養成講座

【と き】7月17日(木)～12月の間で全8回※内3回は実技講習
 【ところ】長浜市児童文化センター等
 【対 象】子育て支援に関わっておられる人、関心のある人、できるだけ全講座が受講できる人
 【定 員】30人
 【受講料】無料
 【その他】託児あり(保険料:1人100円)
 【受付期間】6月25日(水)～7月15日(火)
 生涯学習スポーツ課
 (☎6552・FAX64586)

ヘビーマッサージ教室&育児相談

【と き】8月7日・21日・28日 全3回 10時～11時30分
 【ところ】ひよこ乳児保育園
 【対 象】生後3か月～1歳の赤ちゃんとお母さん、出産を控えているお母さん
 【定 員】4組(先着順)
 【参加費】500円(テキスト・材料費込)
 【締切り】7月8日(火)
 ひよこ乳児保育園(☎1995)

ねんきん特別便巡回相談

【と き】6月24日(火) 受付:9時30分～16時 相談:9時30分～16時30分
 【ところ】長浜市社会福祉協議会
 【持ち物】送付されたねんきん特別便の封入物、年金番号のわかるもの(年金手帳など)、職歴メモ、認印
 滋賀社会保険事務局年金課
 (☎077-510-5504)

琵琶湖一斉清掃参加者募集

7月1日は「琵琶湖の日」として、県内一斉に清掃活動が行われます。琵琶湖の恵みを改めて考える機会に、清掃活動に参加してみませんか。
 【と き】7月1日(火) ※小雨決行 8時15分集合
 【集合場所】豊公園自由広場
 【持ち物】軍手(ごみ袋は不要)
 環境保全課(☎6513)

長浜新川クリーンアップ作戦 ボランティア募集

【と き】7月5日(土) ※小雨決行 8時から2時間程度
 【集合場所】六荘公民館前
 【作業内容】ゴミ拾い、草刈り
 【持ち物】草刈り機(お持ちの方)、カマ、熊手等※ゴミ袋、軍手、ゴミはさみは用意します。
 【締切り】7月1日(火)
 滋賀県湖北地域振興局河川砂防課
 (☎6639、FAX65065)

長浜市民プールアルバイト募集

【対 象】満18歳～30歳の土日に勤務できる人(高校生不可)
 ※監視員は25m以上泳げる健康な人
 【募集内容】監視員16人、受付員4人
 【勤務期間】7月15日(火)～9月1日(月)
 【勤務時間】8時30分～17時30分
 【休 日】週1～2日程度
 【賃 金】監視員:7,000円/日 受付員:6,400円/日
 【締切り】7月1日(火)
 長浜市民体育館(☎9806)

講演・講座

伝統文化子ども教室

～地域に伝わるお話を聞く子ども教室～
 【と き】6月21日～平成21年1月25日(全12回)
 【ところ】曳山博物館、長浜公民館等
 【内 容】地域に伝わるお話を聞いて紙芝居を作成
 【対 象】小学1年生～中学3年生
 【定 員】15人程度
 【受講料】無料
 村田(☎・FAX621385)

お知らせ

都市計画マスタープラン説明会

2020年を目標年次とする都市計画の基本方針「長浜市都市計画マスタープラン全体構想(案)」および「準工業地域への大規模集客施設立地制限」についての説明会を開催します。
 【と き】6月26日(木)19時から
 【ところ】長浜商工会議所(中ホール)
 都市計画課(☎6562)

催し

長浜バイオ大学B7音楽祭

【と き】7月6日(日)10時～17時
 【ところ】長浜バイオ大学体育館
 【出演】ダンス部、軽音部、吹奏楽部、合唱部など
 【入場料】無料
 長浜バイオ大学B7実行委員会
 若原淳也(☎080-5128-3082)

ひかり園・横山まつり

障害のある人たちとともに楽しい夜のひとときを過ごしてみませんか?
 【と き】7月19日(土)16時から
 【ところ】ひかり園(鳥羽上町)
 【内 容】模擬店、打ち上げ花火など

ボランティアスタッフ募集中!

内容:模擬店手伝い、駐車場整理など
 ひかり園(☎35606)

募集

長浜市芸術文化祭参加事業募集

芸術文化に関する創作活動の成果を発表いただける人、団体を募集します。
 【開催時期】8月23日(土)～12月7日(日)
 【募集事業】美術、音楽、演劇、舞踊、文芸、伝統芸能、伝統文化、映像、総合の各部門
 【締切り】7月11日(金)
 ※参加基準、応募方法など詳しくは下記までお問合せください。
 生涯学習スポーツ課(☎6552)

長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例

7月1日スタート!
 美しいまちに住みたい、それはみんなの願いです。さわやかで清潔なまちを維持するために、みんなで協力しましょう。

放置および 投棄の禁止



市内のあらゆる場所において、空き缶、びんなどを放置または投棄してはいけません。
 ○空き缶等は、持ち帰るか、ごみ箱に入れなければなりません。
 ○市民のみなさんは、空き缶等を放置・投棄した人に対して、条例の趣旨を理解していただくよう注意や助言をすることができます。

路上喫煙禁止区域の指定等



市内の路上では喫煙しないよう努め、路上喫煙禁止区域では路上喫煙をしてはいけません。
 ○他人に迷惑や被害を与えるおそれのある路上喫煙をできるだけ

しないよう努めなければなりません。
 ○路上喫煙禁止区域に指定された区域では、定められた喫煙場所以外では、路上喫煙をしてはいけません。
 ※路上喫煙禁止区域の指定は、関係団体と協議のうえ今後指定します。

さわやかで清潔な暮らしのために

さわやかで清潔な環境を保持するために、市民のみなさん、来訪者に守っていただく事項
 ○みだりに、たんやつばを吐き捨ててはいけません。
 ※軽犯罪法にも違反します。
 ○公共の建物や道路構造物などに落書きをしてはいけません。
 ※軽微なものは軽犯罪法、悪質なものでは刑法の罰則が適用されます。

事業者は、自販機の適正な管理や行催事後の清掃をしなければいけません。

○午後10時から翌日午前6時までの間に、大きな音をたてたり、花火等をしてはいけません。
 ○土地の所有者や管理者は、ごみが投棄されないよう努めなければなりません。また、自らがごみを所有地に集め、周辺の環境を著しく損なう恐れがあるときは、自己の責任で適正に処理しなければいけません。
 ※悪質なものは廃棄物の処理および清掃に関する法律の罰則が適用されます。

飼育する動物の管理



長浜市内のあらゆる場所において、動物のふんを放置または投棄してはいけません。
 ○犬を散歩させる時は、引き綱等により制御しなければなりません。
 ○飼い犬や飼養する動物のふんを放置したり捨ててはいけません。家に持ち帰り処分しましょう。

事業者は、自販機の適正な管理や行催事後の清掃をしなければいけません。

罰則

○動物のふん、空き缶等を放置および投棄した人や路上喫煙禁止区域で喫煙した人は、2万円以下の罰金が科せられることがあります。
 ○公共の場所において宣伝物等を回収しない人、行催事後に清掃しない人や自動販売機に回収容器を設置しない人は、5万円以下の罰金が科せられることがあります。

お問合せは、環境保全課(☎6513)へ。